

依 頼 書

民生（児童）委員 殿

糸満市役所
こども未来課長 大城 司

依頼人氏名 ⑩

依頼人住所

生年月日 年 月 日

下記第 1 項について確認・調査をお願いします。

記

1 事 項	<input type="checkbox"/> 自営業従事申告書 <input type="checkbox"/> 介護状況申立書 <input type="checkbox"/> その他 ()		* 児童扶養手当法の改正により 申立書の確認をお願いします。
	児童扶養手当法13条の3（参考） 支給開始から5年、または支給要件から7年を経過した受給者（母のみ）の手当支給額の 2分の1を支給停止とする。ただし、自立のための就職及び就職活動等を行っている、又は 障害等により就職できない場合を除く。 * 調査の際は、近所からの聞き取りもお願いします。		
2 申立書の 提出先	所在地	糸満市潮崎町1丁目1番地	
	団体名等	糸満市役所 こども未来課 こども政策係	
	電話番号	098-840-8191	
3 使用目的	児童扶養手当の添付書類		

(発行控)

目 的		整理番号	
内 容	① 確認書	② 調査書	
備 考			

民生（児童）委員へ依頼する際の注意事項	
1	依頼人住所・氏名・生年月日の欄に記入、押印してください。
2	確認をお願いする書類の太枠内を記入してください。 (記入していない場合、民生（児童）委員は確認できません。)
3	書類を記入後、居住地区の担当民生（児童）委員に連絡してください。
4	面会日時が決まりましたら、依頼書の「民生（児童）委員」の欄に担当委員の氏名を記入してください。
5	民生（児童）委員へ依頼書と確認する書類を提出してください。
6	民生（児童）委員はボランティアです。仕事をしている方もいらっしゃいますので、依頼をする際には期日に余裕をもってご依頼ください。
7	ご不明な点は、上記（児童家庭課）までご連絡ください。